

保安教育計画

届出に関する煙火消費について、以下のとおり従業者（煙火の消費に従事する者）に対して保安教育を実施します。

1 煙火消費の法令に関すること

- (1) 煙火消費は原則許可がいるものである。ただし、煙火の種類や数によって、無許可で消費することができる。
- (2) 無許可の煙火消費でも、消費の技術上の基準を守る必要がある。
- (3) 無許可の煙火消費の場合、消防等へ届出を出す必要がある。

2 煙火消費の保安基準に関すること

- (1) 煙火消費場所周辺の草刈り及び散水を実施する。
- (2) 煙火消費場所周辺に消火の準備をし、可燃物を除去する。
- (3) 強風等危険の発生のおそれがある場合は、煙火消費を中止する。
- (4) 煙火設定場所から安全な距離を確保する。
- (5) 煙火を設定したら、従業者以外は安全な距離内に入らない。
- (6) 安全な距離内での喫煙や火気は厳禁である。
- (7) 煙火は消費前に異常がないか確認する。
- (8) 使用前の煙火に、火の粉が掛からないような措置を行うこと。
- (9) 煙火の設定は確実に固定すること。
- (10) 点火者は、補助者の作業終了を確認してから点火すること。
- (11) 点火者は、ヘルメットなど怪我の防止を図ること。
- (12) 煙火が不発の場合、十分な時間をおいて大量の水をかけること。
- (13) 手筒花火を消費する場合は、煙火業者から事故防止の教育を受けること。

3 事故防止・発生時の措置について

- (1) 事故防止の措置について
火薬類に異常が発生したときは以下の措置をとる。
ア 応急の措置を講ずる。

イ 警察官、消防吏員又消防団員、海上保安官に火薬類の災害発生を旨を届け出る。

(2) 事故発生時の措置について

火薬類について災害が発生したときは以下の措置をとる。

ア 警察官又は海上保安官に事故発生を旨を届け出る。

イ 管轄消防署に火薬類の災害発生について通報する。

4 その他の保安に関すること

取扱者の制限について

(1) 18歳未満の者は、火薬類を取り扱ってはならない。

(2) 何人も、18歳未満の者、又は心身の障害により火薬類の取り扱いに伴う危害を予防するための措置を適正に行うことができない者に、火薬類を取り扱わせてはならない。

※ 心身の障害により火薬類の取り扱いに伴う危害を予防するための措置を適正に行うことができない者とは、以下の事項を理解できず、又は守れない者をいう。

1 火薬類を取り扱う場所で喫煙を行わないこと。

2 火薬類を取り扱う場所で火気を取り扱わないこと。

3 火薬類の爆発など災害が発生したときに、その現状を変更しないこと。